

【別紙算定式】

**最低制限価格（低入札調査基準価格）について**

(1) 土木工事における最低制限価格（低入札調査基準価格）は、次の算定方法により設定します。

**公表の時期及び算出方法**

公表時期	最低制限価格（低入札調査基準価格）		
事後公表	土木工事	予定価格 算定上の	$\left[ \begin{array}{l} \text{直接工事費} \times 90\% \\ \text{共通仮設費} \times 90\% \\ \text{現場管理費} \times 85\% \\ \text{一般管理費} \times 55\% \end{array} \right]$ の合計額(千円未満切捨て) $\times 1.10$ (消費税及び地方消費税)

※ 上記により算出した額が予定価格の100分の85を超える場合は100分の85に相当する額、また100分の70に満たない場合は100分の70に相当する額とする。

注1：土木関係の機械設備工事、電気設備等は土木工事で算出する。

(2) 建築工事における最低制限価格（低入札調査基準価格）は、次の算定方法により設定します。

**公表の時期及び算出方法**

公表時期	最低制限価格（低入札調査基準価格）		
事後公表	建築工事	予定価格 算定上の	$\left[ \begin{array}{l} \text{直接工事費} \times 90\% \times 90\% \\ \text{共通仮設費} \times 90\% \\ (\text{直接工事費} \times 10\% + \text{現場管理費}) \times 85\% \\ \text{一般管理費} \times 55\% \end{array} \right]$ の合計額(千円未満切捨て) $\times 1.10$ (消費税及び地方消費税)

※ 上記により算出した額が予定価格の100分の85を超える場合は100分の85に相当する額、また100分の70に満たない場合は100分の70に相当する額とする。

※ 建築工事において直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費以外に別途計上している場合（仮囲い、交通誘導員、室内環境測定、ガス工事、廃材処分費等）は、直接工事費に加えて算出する。